

daily コラム

2023年1月13日(金)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

令和5年度税制改正大綱 個人所得課税編

個人所得課税では、「資産所得倍増プラン」をもとに、NISA 制度やスタートアップ支援制度を中心に見直しが行われます。

NISA は投資枠の拡充と制度を恒久化

新たな NISA 制度では、投資枠が「つみたて投資枠」として、年 120 万円（これまで年 40 万円）、「成長投資枠」として年 240 万円（これまで年 120 万円）、併用を可能にして、合計で年 360 万円、累計 1,800 万円（うち成長投資枠の累計は 1,200 万円）まで大幅に拡充されます。非課税となる保有期間は、無期限とし、制度の恒久化が図られます。令和 6 年 1 月から適用されます。

摘要	つみたて投資枠	成長投資枠
投資上限額	年 120 万円（従前は年 40 万円）	年 240 万円（従前は年 120 万円）
非課税期間	無期限（従前は最長 20 年）	無期限（従前は最長 5 年）

スタートアップへの再投資に非課税措置

スタートアップへの資金供給を強化するため、保有株式の譲渡益を元手にして、創業者が創業した場合やエンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップに

再投資を行った場合、20 億円を上限に株式譲渡益に課税しない制度が創設されます。

また、ストックオプション税制の権利行使期間の上限を 15 年（現行 10 年）に延長し、スタートアップの事業を後押しします。

高所得者の税負担を適正化

税負担の公平化の観点から、極めて高い水準の所得者に対して、基準所得金額から 3.3 億円を控除した金額に 22.5%の税率を乗じた金額が、基準所得税額を超過する場合には、その超過した差額について追加的に申告納税を求めます。令和 7 年分以降の所得税から適用されます。

相続空き家の特例は適用要件を改正

相続空き家の特例は、建物譲渡の翌年 2 月 15 日までに耐震基準に適合させるか、取壊し等を行えば適用できるようになります。また、建物、敷地の相続人が 3 人以上の場合、特別控除額は 2,000 万円とされます。令和 6 年 1 月 1 日からの譲渡に適用されます。

特定非常災害損失の繰越控除期間を 5 年に

特定非常災害により生じた損失について、雑損失や純損失の繰越期間を例外的に 5 年（現行 3 年）に延長します。



スタートアップには
資金調達しやすい環境
になります。